



第140回 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

当行本店 3階大講堂
岡山市北区丸の内一丁目15番20号
(裏表紙の株主総会会場ご案内略図をご覧ください。)

議決権行使書用紙または
インターネットによる議決権行使期限
2021年6月24日（木曜日）
午後5時

目次

■ 第140回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	7
第4号議案 ストック・オプション報酬額および内容決定の件	14
■ 事業報告	17
■ 計算書類	36
■ 連結計算書類	39
■ 監査報告書	41

新型コロナウイルスによる感染防止への対応につきまして

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご出席の株主さまにはマスクの着用をお願いします。あわせて、入場前に検温等をお願いすることとしております。
- **接触感染のリスクを軽減し、ならびにご出席くださる株主さまとご出席が難しい株主さまの公平性等を勘案し、お土産の配布を取り止めてさせていただきます。**
何とぞ、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- **株主総会当日の報告事項等の内容につきましては、株主総会終了後、動画配信の準備ができ次第、当行ウェブサイト (<https://www.chugin.co.jp/>) に動画を掲載いたします。**
また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合も、当行ウェブサイト (<https://www.chugin.co.jp/>) においてお知らせいたします。

株 主 各 位

岡山市北区丸の内一丁目15番20号

株式会社 **中国銀行**

取締役頭取 加藤 貞則

第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第140回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の終息がまだ見えない中、株主さまの安全確保および感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、本年は株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。なお、事前に議決権行使をされる場合には、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2021年6月24日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区丸の内一丁目15番20号 当行本店3階大講堂
3. 目的事項

報告事項

1. 第140期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第140期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 ストック・オプション報酬額および内容決定の件

■ 議決権の行使についてのご案内



当日ご出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前述の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等による議決権を行使される場合には、「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」(3頁～4頁)をご高覧のうえ、前述の行使期限までにご行使ください。

- (1) インターネット等により議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (2) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権を重複行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以上

- 株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 1. 事業報告
 - ① 当行の新株予約権に関する事項
 - ② 会計監査人に関する事項 (補償契約については除く。)
 - ③ 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - ④ 業務の適正を確保するための体制
 - ⑤ 特定完全子会社に関する事項
 - ⑥ 親会社等との間の取引に関する事項
 - ⑦ 会計参与に関する事項
 2. 計算書類等
 - ① 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「計算書類の注記」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の注記」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正する必要がある場合は、修正内容をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。



インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使期限

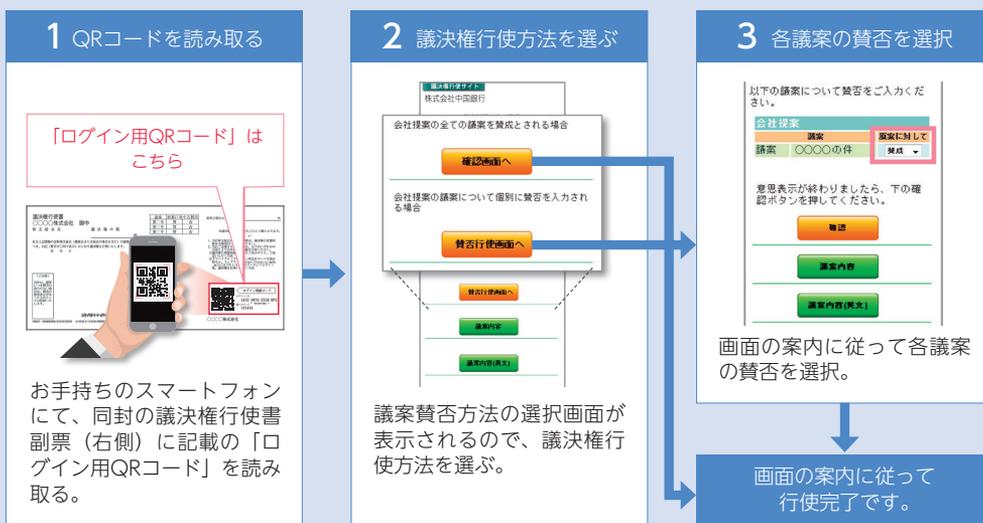
2021年6月24日（木）
午後5時まで



スマートフォンによる方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。



2回目以降のログインの際は… 右頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

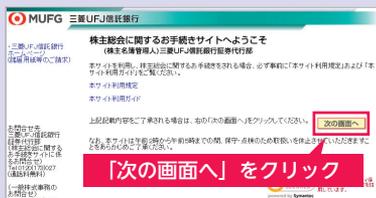
機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。



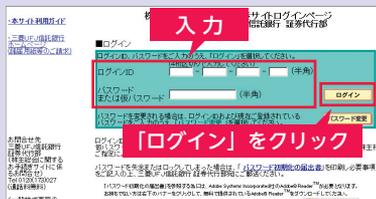
パソコン・携帯電話による方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



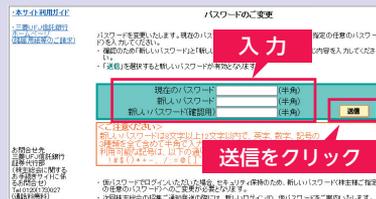
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



送信をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



■ ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、チケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

議決権行使サイトの操作方法に関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(通話料無料) 受付時間：9：00～21：00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当行の配当方針は、株主の皆さまへより一層の利益還元を図る観点から、業績に左右されない安定配当を年間18円とし、配当と自社株取得合計の株主還元率を連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の35%を目途としております。第140期の期末配当金につきましては、2020年12月21日に創立90周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金12円（うち、普通配当11円、創立90周年記念配当1円）
総額 2,256,708,600円

※中間配当金として、11円をお支払しておりますので、当事業年度の年間配当金は、1円増配の23円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日（月曜日）

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

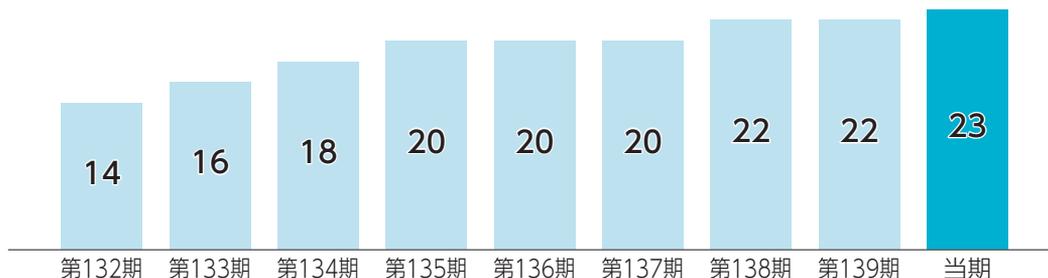
別途積立金 10,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

年間配当金推移

■ 1株当たり配当金（円）



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第27条に定める取締役会の招集権者および議長を取締役頭取からあらかじめ取締役会で定めた取締役に変更するものであります。
- (2) 附則第1条の表題を条文の内容に即した表現に改めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

◆現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者および議長) 第27条 取締役会は、法令に定めがある場合を除き、 <u>取締役頭取</u> がこれを招集し議長となる。 2. <u>取締役頭取</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第27条 取締役会は、法令に定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し議長となる。 2. <u>前項</u> の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。
第28条～第38条 (条文省略)	第28条～第38条 (現行どおり)
附則 (社外監査役の責任 <u>限定契約</u> に関する経過措置)	附則 (社外監査役の責任 <u>免除</u> に関する経過措置)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者については、委員長が社外取締役である「指名報酬委員会」の審議を経て取締役会において決定しております。

なお、監査等委員会は、各候補者を当行の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位		取締役会への出席状況
1	かとう さだのり 加藤 貞則	取締役頭取 (代表取締役)	再任 男性	11/11回 (100%)
2	てらさか こうじ 寺坂 幸治	専務取締役 (代表取締役)	再任 男性	11/11回 (100%)
3	はらだ いくひで 原田 育秀	専務取締役 (代表取締役)	再任 男性	11/11回 (100%)
4	みやなが まさと 宮長 雅人	取締役会長	再任 男性	11/11回 (100%)
5	たにぐち しんいち 谷口 晋一	常務取締役	再任 男性	11/11回 (100%)
6	ひらもと たつお 平本 辰雄	常務取締役	再任 男性	11/11回 (100%)
7	おおはら ひろゆき 大原 浩之	常務取締役	再任 男性	11/11回 (100%)
8	かとう ひろみち 加藤 裕通	常務取締役	再任 男性	11/11回 (100%)
9	さとう よしお 佐藤 芳郎	社外取締役	再任 独立役員 社外 男性	11/11回 (100%)
10	こでら あきら 小寺 明	社外取締役	再任 独立役員 社外 男性	10/11回 (90.9%)



生年月日

1957年8月23日生

取締役在任年数

8年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

所有する当行の株式数

21,657株

1 加藤 貞則

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年4月 当行入行
- 2003年2月 鴨方支店長
- 2005年2月 岡南支店長
- 2008年2月 システム部副部長
- 2008年6月 システム部長
- 2012年6月 理事システム部長
- 2013年6月 当行取締役人事部長
- 2015年6月 当行常務取締役
- 2017年6月 当行専務取締役（代表取締役）
- 2019年6月 当行取締役頭取（代表取締役）（現任）

担当 全般、秘書室、NEXT10推進室

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1981年に当行へ入行し、経営企画部門、営業企画部門の経験等を経て、岡南支店長、システム部長、人事部長等を務め、担当役員として総合企画部門、コンプライアンス部門、システム部門、リスク統括部門等の担当を歴任。豊富な経験から幅広い業務で深い知見を有し、バランス感覚と高い信頼性を有しております。2019年度より取締役頭取を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。未来思考の考え方で環境の変化を前向きに捉え、当行グループの力を結集して成長戦略の実現を図るべく、2020年3月には中期経営計画（未来共創プランステージⅡ）を策定しました。また、経営能力に優れ、バランス感覚があり、その豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展をリードすることが期待できることから、取締役候補者としております。



2 てら さか こう じ 寺坂 幸治

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 当行入行
 2003年 2月 日生支店長
 2005年 6月 府中支店長
 2009年 6月 融資部長兼与信格付センター長
 2011年10月 融資部長
 2012年 6月 理事融資部長
 2013年 6月 当行取締役四国地区本部長
 2015年 2月 当行取締役本店営業部長
 2017年 6月 当行常務取締役
 2019年 6月 当行専務取締役（代表取締役）（現任）

担当 全般、監査部、人事部

生年月日

1957年10月25日生

取締役在任年数

8年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

所有する当行の株式数

14,076株

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1980年に当行へ入行し、融資部門での経験等を経て、融資部長、四国地区本部長、本店営業部長等を務め、担当役員として融資部門、事務部門、市場管理部門、人事部門、監査部門等の担当を歴任。豊富な経験から営業面はもとより与信判断や管理業務全般での深い知見を有しております。2019年度より専務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。お客さまとの関係構築に優れ、人脈も豊富であり、その豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。



3 はら だ いく ひで 原田 育秀

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当行入行
 2007年10月 平井支店長
 2009年 6月 府中支店長
 2011年 6月 大阪支店長
 2013年 6月 福山支店長兼備後地区本部副本部長
 2015年 6月 執行役員人事部長
 2017年 6月 当行常務取締役
 2019年 6月 当行専務取締役（代表取締役）（現任）

担当 全般、総合企画部、システム部、東京事務所

生年月日

1961年4月6日生

取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

所有する当行の株式数

13,963株

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1985年に当行へ入行し、営業統括部門での経験等を経て、大阪支店長、福山支店長、人事部長等を務め、担当役員としてシステム部門、リスク統括部門、総合企画部門等の担当を歴任。豊富な経験から営業推進や人事企画・システム・リスク管理等に加え、経営企画面全般に亘って深い知見を有しております。2019年度より専務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。論理性やバランス感覚に優れ、企画・発想力があり、その豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。



4 みやなが 宮長 まさと 雅人

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年 4月 当行入行
- 1999年 6月 田ノ口支店長
- 2000年10月 融資管理部長
- 2003年 6月 福山支店長兼備後地区本部副本部長
- 2005年 6月 当行取締役融資部長
- 2006年 6月 当行取締役融資部長兼与信格付センター長
- 2007年 6月 当行常務取締役
- 2011年 6月 当行取締役頭取（代表取締役）
- 2019年 6月 当行取締役会長（現任）

生年月日

1954年 9月12日生

取締役在任年数

16年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

所有する当行の株式数

25,700株

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1977年に当行へ入行し、融資部門での審査・企画経験等を経て、融資管理部長、福山支店長、融資部長等を務め、担当役員として総合企画部門、リスク管理部門、コンプライアンス部門等の担当を歴任。豊富な経験から幅広い業務で深い知見を有するとともに、高いバランス感覚を有しております。2011年度より当行の取締役頭取を務め、経営環境の変化に即応し、10年戦略計画「未来共創プラン」の策定・実行を行ってまいりました。2019年度より取締役会長を務めており、今後も、豊かな経営経験と深い知見を活かしながら、当行の対外的な活動を主体として、引続き業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。



5 たにぐち 谷口 しんいち 晋一

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当行入行
- 2008年 6月 加古川支店長
- 2011年 6月 田ノ口支店長
- 2013年 6月 総合企画部長
- 2015年 6月 執行役員津山支店長
- 2017年 6月 当行常務取締役備後地区本部長
- 2019年 6月 当行常務取締役（現任）

生年月日

1964年10月21日生

取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

所有する当行の株式数

9,235株

■ 担当 営業統括部、ソリューション営業部

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1987年に当行へ入行し、経営企画部門での経験等を経て、総合企画部長、津山支店長等を務め、担当役員として備後地区本部、営業推進部門等の担当を歴任。豊富な経験から経営企画や営業推進業務での深い知見を有しております。2017年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。



6 ひらもと たつお 平本 辰雄

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当行入行
- 2009年 6月 水島東支店長
- 2011年 6月 玉島支店長
- 2013年 6月 東京支店長
- 2015年 6月 執行役員総合企画部長
- 2017年 6月 常務執行役員総合企画部長
- 2019年 4月 常務執行役員総合企画部長兼コストマネジメントセンター長
- 2019年 5月 常務執行役員総合企画部長兼コストマネジメントセンター長兼総務部長
- 2019年 6月 当行常務取締役（現任）

担当 融資部、事務企画部、市場管理部

生年月日

1964年1月16日生

取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

所有する当行の株式数

11,529株

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1987年に当行へ入行し、融資部門での経験等を経て、東京支店長、総合企画部長等を務め、担当役員として融資部門、事務部門、市場管理部門等を担当。豊富な経験から経営企画や与信判断業務での深い知見を有しております。2019年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。



7 おおはら ひろゆき 大原 浩之

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当行入行
- 2006年 2月 竹原支店長
- 2008年 2月 融資部担当部長兼経営改善サポートセンター長
- 2011年 6月 米子支店長
- 2013年 6月 融資部長
- 2017年 6月 執行役員人事部長
- 2019年 6月 当行常務取締役（現任）

担当 リスク統括部、コンプライアンス部

生年月日

1962年7月10日生

取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

所有する当行の株式数

5,379株

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1985年に当行へ入行し、融資部門での経験等を経て、融資部長、人事部長等を務め、担当役員としてコンプライアンス部門、リスク統括部門等を担当。豊富な経験から人事企画や与信判断業務での深い知見を有しております。2019年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。



8 加藤 裕通

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当行入行
- 2009年 6月 広島舟入支店長
- 2011年 6月 平井支店長
- 2013年 6月 姫路支店長
- 2015年 6月 金融営業部長兼ストラクチャードファイナンスセンター長
- 2017年 6月 執行役員津山支店長
- 2019年 6月 当行常務取締役（現任）

担当 資金証券部、国際部、総務部

生年月日

1962年9月20日生

取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

所有する当行の株式数

3,698株

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

1986年に当行へ入行し、資金証券部門での経験等を経て、金融営業部長、津山支店長等を務め、担当役員として資金証券部門、国際部門等を担当。豊富な経験からの確かな資金運用や国際業務での深い知見を有しております。2019年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。



9 佐藤 芳郎

再任 社外 独立役員 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1974年 7月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー入社
- 1979年 7月 同社退職
- 1979年 8月 等松青木監査法人入社
- 1981年 3月 公認会計士登録
- 1986年 8月 等松青木監査法人退職
- 1986年 9月 佐藤芳郎公認会計士事務所設立
同事務所代表（現任）
- 2006年 6月 当行社外監査役
- 2014年 6月 当行社外取締役（現任）

生年月日

1949年2月14日生

社外取締役在任年数

7年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

所有する当行の株式数

3,100株

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関して豊富な経験と高い見識・専門性を有するとともに、地元経済界を十分に熟知しております。その知見を活かした提言を行い、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、社外取締役候補者としております。



10 こ で ら 小寺 あ き ら 明

再任 社外 独立役員 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年 4月 伊藤忠商事(株) 入社
2000年 6月 同社執行役員
2002年 4月 同社常務執行役員
2004年 6月 同社代表取締役常務
2006年 6月 同社退職
伊藤忠エネクス(株) 代表取締役社長
2012年 6月 同社取締役会長
2015年 3月 同社退職
2016年 6月 当行社外取締役(現任)

生年月日

1947年 4月23日生

社外取締役在任年数

5年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

10/11回(90.9%)

所有する当行の株式数

3,900株

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

伊藤忠商事株式会社代表取締役常務、伊藤忠エネクス株式会社代表取締役社長、取締役会長を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。企業経営の経験者として、その知見を活かした提言を行い、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、保険料は当行が全額負担しております。
3. 佐藤芳郎氏、小寺明氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、佐藤芳郎氏、小寺明氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ており、本議案が承認可決された場合には、両氏を「独立役員」として指定する予定であります。
4. 当行は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合、当行は、佐藤芳郎氏、小寺明氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 ストック・オプション報酬額および内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）のストック・オプション報酬額につきましては、2016年6月24日に開催した第135回定時株主総会でご承認いただいておりますが、今般、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）等の施行に伴い株式報酬型ストック・オプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、既に決議済みの確定金額報酬と業績連動報酬とは別枠にて、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額1億円以内の範囲で割り当てることおよびその具体的な内容について、改めてご承認願いたいと存じます。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案にいう株式報酬型ストック・オプションの対象となる取締役は8名となります。なお、取締役への支給時期、配分等につきましては、当行の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（2021年2月25日の取締役会にて決定）に基づき取締役会にて決定することをご承認いただきたいと存じます。

本議案におけるストック・オプションの具体的な内容は、2016年6月24日開催の株主総会において決議された内容について、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）等で明確化された要件にしたがい補充するものであり、実質的な内容を変更するものではありません。

また、本議案をご承認いただいた場合にも、取締役の報酬体系において現行の体系に変更はありません。

取締役に報酬として付与する新株予約権の内容ならびに新株予約権の付与を相当とする理由は、次のとおりであります。

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の個数 1,000個を1年間の上限といたします。

目的となる株式 当行普通株式10万株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株といたします。なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式併合等により、付与株式数を変更することが適切な場合は、必要な調整を行うものいたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル（注）により算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けたものは、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものいたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

(5) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものといたします。

ただし、新株予約権者が以下の事由に該当する場合、新株予約権者は新株予約権を行使できないものといたします。

(ア) 取締役を解任された場合

(イ) 会社法上の取締役の欠格事由に該当した場合

(ウ) 当行との新株予約権総数引受契約に違反した場合

(エ) 当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行った場合

(オ) 新株予約権を放棄した場合

② その他の行使条件の細目については、取締役会において定めることといたします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(7) 当行が新株予約権を取得することができる事由

次のいずれかに該当する場合、当行は当行取締役会が別途定める日に無償で取得できるものといたします。

① 新株予約権者が新株予約権の行使条件を充足せず、その権利を行使し得なくなった場合

② 以下の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）

(ア) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

(イ) 当行が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案

(ウ) 当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

(8) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

(注) ブラック・ショールズモデルとは、株価、権利行使価格、ボラティリティ（株価変動性）、無リスク利子率、権利行使期間を変数としてオプション評価額を算出するもので、実務上も定着した算定技法であります。

2. 新株予約権の付与を相当とする理由

当行の業績と株式価値との連動性を一層強め、取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果ならびに株主さまとの利益を共有することによって中長期にわたる株主価値向上の経営意識をより高めるため、取締役にストック・オプションを付与するものです。

当行は2021年2月25日の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は本招集ご通知30頁～31頁に記載のとおりであり、本議案に基づく新株予約権の付与は、当該方針に沿うものであります。よって、本新株予約権の付与は、相当なものであると判断しております。

※ご参考

現行の役員報酬体系（本議案ご承認後も現行体系に変更はありません。）

監査等委員でない取締役	確定金額報酬 (年額3億円以内)	業績連動報酬 (年額9千万円以内)	株式報酬型 ストック・オプション報酬 (年額1億円以内)
(内、社外取締役)	(確定金額報酬(年額3千万円以内))	(—)	(—)
監査等委員である取締役	確定金額報酬 (年額8千万円以内)		

以上

第140期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

<主要な事業内容>

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、各種代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債および証券投資信託ならびに生命保険の窓口販売、金融商品仲介業務、M&A仲介等投資銀行業務などを営んでおります。

<金融経済環境>

2020年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症が世界全体に拡大し、国内外で緊急事態宣言等の行動規制により、内外需要が急速に冷え込み、個人消費、生産活動、輸出がともに落ち込みました。第1四半期以降は経済活動の再開や特別定額給付金等の政策効果、世界的な金融緩和やIT関連需要の高まりにより、景気の最悪期を脱し、個人消費の持ち直し、設備投資の回復はあるものの、新型コロナウイルス感染症は収束しておらず、景気下振れリスクは依然大きい状況が続いています。

地元経済につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動の停滞、設備投資の落ち込み、雇用情勢の弱含みなど、経済の停滞が広がりました。足元は個人消費、生産活動は持ち直しつつあるも、お取引先の業況悪化が懸念される状況であり、状況を注視するとともに地元企業への積極的な資金供給や経営課題解決への対応を通じて、地元経済の回復に貢献していく方針です。

<事業の経過および成果>

当行グループでは、人口減少や収益力低下などの厳しい経営環境へ対応するため、地域社会とともに発展するビジネスモデルを確立すべく、2017年3月に「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」を長期ビジョンとする期間10年の長期経営計画である『Vision2027「未来共創プラン」』を策定しました。2019年度末までの前中期経営計画では、足場固めの期間と位置づけ、戦略的なシステム投資やBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）を中心とした業務の効率化による徹底した構造改革に取り組み、ハード面を強化してきました。そして2020年4月よりスタートした新中期経営計画（未来共創プランステージⅡ）では、組織や人財のソフト面を強化し、地域やお客さまの課題解決力を強化するため、「5つの柱」を主要戦略としています。

- I. 地方創生・SDGsの取り組み強化
- II. お客さま本位の営業の「深化」
- III. 組織の活性化
- IV. デジタル戦略の強化

V. 持続可能な成長モデルの確立

当期における主な活動成果は次のとおりです。

I. 地方創生・SDGsの取組み強化

持続可能な社会の実現に向けて、2020年3月に地域の社会・環境課題に対する取組み方針をまとめた「ちゅうぎんSDGs宣言」を策定し、岡山県の現状分析から始まり、地方公共団体や大学へのアプローチを行い、地域の課題や資源の把握に努めました。2021年2月には岡山大学と地方創生やSDGsへ向けた取組みを連携して進めるため、「地方創生SDGsによる未来共創に関する協定書～おかやま未来共創アライアンス～」を締結しました。また、当行創立90周年記念事業の一環として、2021年2月には海ゴミ問題へ共同して取り組むため、学校法人山陽学園 山陽学園中学校・高等学校とSDGsパートナーシップ協定書を締結し、2021年3月には岡山経済同友会と「おかやまSDGsマップ」を共同製作し、岡山県内のすべての高等学校へ寄贈しました。「おかやまSDGsマップ」は、岡山県内でSDGsに取り組む企業を冊子にまとめたものであり、岡山県におけるSDGsの普及と浸透を図り、SDGs先進県を目指すことや、岡山県内の高校生のSDGs教育の支援ツールとして活用することを目的としています。

営業店の活動では、融資やコンサルティングなどの活動を通じて、地域やお取引先のSDGs活動を支援しました。また、お取引先のSDGsの取組状況の整理やSDGs宣誓書の作成を支援する「ちゅうぎんSDGsサポート」を2021年4月より取扱い開始しており、今後も継続して地域やお取引先のSDGs活動を支援し、地域の持続的な発展へつなげていきます。

当行グループ自身の取組みとしても、環境対応商品の優先的な購入を行う「ちゅうぎんグリーン購入に関する指針」（2020年12月）の制定やプラスチックごみ等の削減に努める企業として、岡山県が主催する「おかやまプラスチック3R宣言事務所」（2020年12月）へ登録し、役職員のSDGsに対する意識を高めて、主体的に取り組んでいます。

II. お客さま本位の営業の「深化」

2020年4月より、お客さま本位の営業を「深化」させるため、営業担当者を「融資・資産運用」といった機能別の役割分担から、「個人」「法人」というお客さま起点の役割分担に変更しました。お客さまからのご相談をワンストップかつ専門性の高い行員が対応することで、より質の高いサービスを提供できる体制とし、法人のお取引先ごとの課題解決に向けて最適なソリューションを提供する「地域応援活動」と、個人のお客さま一人ひとりの資産状況、家族構成、将来のライフイベントに基づき最適なサービスを提供する「ライフプランサポート活動」を展開しました。

「地域応援活動」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響におけるお取引先支援を基本方針とし、2020年2月に中銀新型肺炎対策緊急特別融資、5月に実質無利子融資、7月には資本性ローンの取扱いを開始し、社会インフ

ラとしての金融サービスの維持、とくに金融仲介機能を最大限発揮するよう活動しました。新型コロナウイルス感染症により、デジタル化やBCP対策、事業構造の見直しなど、お取引先の新たな課題が浮き彫りとなっており、事業性評価を見直し、顕在ニーズのみならず、潜在ニーズの発掘・共有にも努めました。2020年10月よりおかやまキャピタルマネジメント株式会社内にコンサルティンググループを新設し、外部専門家のロングブラックパートナーズ株式会社と連携し、コンサルティング事業を強化しました。また、2020年11月には株式会社山陽新聞社、株式会社天満屋との共同出資により地域商社「株式会社せとのわ」を設立し、株式会社アイディーエイ、株式会社中国四国博報堂も加えた参画5社のノウハウ、ネットワークなどの経営資源を活用し、マーケティング戦略の立案や企画開発、販路開拓の支援を開始しました。これらの施策も活用しながら、営業店・本部・グループ会社の一体営業による幅広いコンサルティング活動を展開しました。

「ライフプランサポート活動」につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う行動規制、「新たな生活様式」の浸透により非対面取引のニーズが高まる中、インターネットバンキングや通帳アプリなど非対面サービスの提供、非対面取引に預金や投資信託の口座開設、預り商品関連・個人ローン関連の取引も追加するなど取引拡充を行いました。銀行の営業時間にコンタクトを取ることが困難な資産形成層に対して、休日営業や職域営業などで接点作りに努め、取引層の拡大を図りました。個人のお客さまへの総合提案の切り口として、2021年2月より、当行に口座を保有するお客さまに対して、遺言信託などの金融サービスとビジネスマッチング等の非金融サービスを組み合わせた「ちゅうぎんお困りごと解決サポート」を展開し、コンサルティングサービスの提供を行いました。

Ⅲ. 組織の活性化

就業ニーズの多様化や従業員ニーズを実現するため、2021年4月に人事制度を約17年ぶりに全面改定しました。新人事制度は「性別や年齢を問わず、個性的でやる気のある役職員が育ち、活躍できる人事制度」をコンセプトとし、総合職と一般職のコース統合やビジネススタッフ（パート・嘱託）制度の見直しによる行員とビジネススタッフの役割の明確化などを行います。また、「本気で育てる」「皆で育てる」「成長機会を提供する」を基本方針とした新人財育成策により、役職員の能力を最大化していきます。

ワークライフバランスならびに生産性の向上を図り、「働きがいと成長の場を提供する」ための働き方改革として、2020年8月にフレックスタイム制度を導入しました。また、2021年4月よりテレワークの制度化、副業の試行開始など、柔軟な働き方を提供しており、今後も役職員の働きやすさを向上させる取組みを実施してまいります。

営業店の業績表彰制度については、持続的な成長に向け、営業店の自主的中長期目線の活動を促すため、本部から幅広い目標を一律に設定し、定量的に比較する「総合表彰制度」を2020年4月に改定しました。新制度では、定性目標を重視し、定量目標をシンプル化し、現場のブロック長が表彰選考を行う

制度としました。今後も最前線で活動する営業店が地域の産業動向や資源の活用を踏まえた営業戦略の企画・立案、営業目標の策定を行う「営業店自主目標制度」を2022年度より実施していく予定です。

Ⅳ. デジタル戦略の強化

5GやAIなどデジタル技術のさらなる進展が見込まれる中、デジタル戦略を強化するため、2020年7月に「デジタルイノベーション推進センター」を設置し、フィンテックの活用やデジタル人材の育成に取り組んできました。来店客数が減少することによる対面営業の機会減少が予測されており、個人のお客さま向けスマホアプリの拡充や法人のお取引先向けポータルサイトの開設等により、デジタル技術を活用したお客さまとの接点拡大、サービスの向上を目指してまいります。アナログ情報のデジタル化や業務の効率化にも取り組んでいきます。また、これまで蓄積してきたデータの利活用やフィンテック企業との連携により、新たな付加価値の創造やビジネスモデルの変革を目指していきます。

Ⅴ. 持続可能な成長モデルの確立

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお取引先支援を最優先事項として活動した結果、資金繰り支援による地元事業性資金の増加、お客さまの課題解決に向けた本業支援による役務収益の確保、業務の効率化・削減によるコスト削減につながり、収益状況の改善を図りました。

外部との連携施策として、全国の広域地銀で形成するTSUBASAアライアンスを強化しています。北は北海道から南は沖縄まで全国各地に広がり、参加行も10行体制となりました。これまでもフィンテックや事務・システムの共同化、相続関連業務のノウハウ共有、シンジケートローンの共同組成など多岐に渡っていますが、こうした連携施策の一層の効率化・高度化を目指すため、2020年7月に共同出資会社「TSUBASAアライアンス株式会社」を設立しました。10月には、新設したTSUBASAアライアンス株式会社の第一弾業務として、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止を担うAML（アンチマネー・ローンダリング）センターを開設しています。今後も、国内最大規模かつ広域アライアンスのスケールメリットを活かし、お取引先の事業展開に応じた幅広いサービスを提供してまいります。

また今後の規制緩和を踏まえた新規事業領域の開拓も検討を進めており、地域の産業、資源、人材を活用し、付加価値を創造することで、地域の活性化を通じ、お客さま、従業員を豊かにし、社会全体の発展につなげるという、好循環型ビジネスモデルを構築してまいります。

以上のような経済環境の中、株主ならびにお取引先の皆さま方のご支援のもと、全行挙げてサービス向上と経営基盤の強化に努めました結果、次のような営業の成果となりました。

【預り資産（預金、譲渡性預金、公共債・投資信託窓口販売）】

【生命保険窓口販売】【金融商品仲介業務】

お客様の資金運用ニーズに積極的にお応えするため、預金に加え、譲渡性預金、公共債や投資信託の窓口販売により預り資産の積み上げを図りました。

個人預り資産は、預金残高の増加を主因として前期比3,282億円増加し、3月末残高は5兆4,620億円となりました。また、法人預り資産についても、預金残高の増加により前期比3,331億円増加し、3月末残高は2兆21億円となりました。

預り資産全体では前期比7,878億円増加し、3月末残高は8兆1,067億円となりました。このうち、預金および譲渡性預金は、特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症対策に伴う資金流入により前期比7,725億円増加し、3月末残高は7兆6,885億円となっております。

なお、生命保険窓口販売の期中取扱実績は361億円、金融商品仲介業務の期中取扱実績は1,444億円（株式633億円・外国債券等811億円）となりました。

【貸出金】

事業性資金につきましては、期間10年の経営計画『Vision 2027「未来共創プラン」』で掲げる長期ビジョン「地域・お客様・従業員と分かち合える豊かな未来の共創する」の実現に向け、地域金融機関として本業を通じた地域貢献活動に取り組む中で、当事業年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお取引先の資金繰り支援に注力した結果、前期比2,338億円（年率7.2%）増加し、3月末残高は3兆4,682億円となりました。

また、個人ローンにつきましても、住宅ローンの伸びが牽引し、3月末残高は前期比238億円（同2.0%）増加の1兆1,981億円となりました。以上から貸出金全体の残高は、前期比2,347億円（同4.7%）増加の5兆1,444億円となりました。

【有価証券】

有価証券につきましては、資金利益と金利動向等各種リスクとのバランスに配慮しながら運用を行った結果、前期比2,774億円増加し、3月末残高は2兆6,225億円となりました。

【人員】

人員につきましては、出向者を除き期中39人減少し、3月末現在で2,792人になりました。

【償却・引当】

償却・引当につきましては、資産の健全性の維持・向上を図るため従来から厳正な資産査定により実施しております。当期の貸倒引当金は80億円の繰入（一般貸倒引当金繰入37億円、個別貸倒引当金繰入42億円）となりました。

【リスク管理債権】

リスク管理債権額につきましては、再生支援活動を通じたランクアップや直接償却ならびに債権売却によるオフバランス化を実施する等減少に努めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の低迷を受け、前期比185億円増加し、3月末残高は912億円になりました。

また、リスク管理債権比率（貸出金残高に占める比率）は前期比0.29ポイン

ト上昇の3月末1.77%となりました。

なお、当行は部分直接償却を実施しておりませんが、仮に部分直接償却を実施した場合のリスク管理債権比率は前期比0.32ポイント上昇の1.53%となります。

また、再生法開示債権額（総与信ベース）では、前期比187億円増加し、3月末残高は916億円となりました。また、総与信比率は0.28ポイント上昇し、1.73%となりました。仮に部分直接償却を実施した場合の再生法開示債権比率は0.32ポイント上昇の1.50%となります。

【損益】

本業のもうけを表すコア業務純益につきましては、米国金利の引き下げに伴う外貨調達コストの減少を主因とする資金利益の増加や経費の削減を主因に、前期比28億17百万円増益の235億82百万円となりました。

経常利益につきましては、与信コストは増加したものの、有価証券関係損益が改善したことから、前期比35億70百万円増益の190億45百万円となりました。

なお、当期純利益は、前期比21億92百万円増益の130億7百万円となりました。（1株当たり当期純利益69円16銭）

また、連結ベースの経常利益は前期比37億89百万円増益の212億52百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比25億2百万円増益の144億18百万円となりました。

<当行が対処すべき課題>

今後の経済環境につきましては、マイナス金利政策継続による資金運用利回りの低下が続いており、また新型コロナウイルス感染症の影響による景気の停滞を受け、お取引先の業績悪化が懸念される状況にあり、厳しい経営環境が続くと想定されます。

このような経済環境へ対応するため、当行グループは新中期経営計画の主要戦略「5つの柱」を着実に実行してまいります。

「Ⅰ. 地方創生・SDGsへの取組み強化」では、地域社会の課題解決やお取引先のSDGsへの取組支援を強化するため、取組み事例の共有や研修等を通じて、営業店が単独でも活動できる体制を構築していきます。また気候変動対応と脱炭素社会への移行に向け、サステナブルファイナンス体制の整備に取り組んでまいります。

「Ⅱ. お客さま本位の営業の『深化』」では、コロナ禍による急速なデジタル化やお客さまのニーズ・課題の変化など、「中期経営計画」策定時の想定を上回る外部環境の変化を踏まえ、営業戦略・店舗戦略の見直しを行い、最適なチャネルを構築していきます。法人のお取引先に対しては、資金繰り支援のみならず、本業支援についても営業店・本部・グループ会社の一体営業によるコンサルティング活動を展開してまいります。個人のお客さまに対しては、ライフプランに応じた一生涯のサポート活動を継続して展開してまいります。

「Ⅲ. 組織の活性化」では、従業員を重要なステークホルダーと位置づけ、働きがいの向上、自己実現・成長へのサポート、営業店・本部・グループ各社の一体感向上を図るため、2021年4月より開始する新人事制度や新人財育成策

の運用を定着し、効果を発揮してまいります。

「Ⅳ. デジタル戦略の強化」では、新型コロナウイルス感染症をきっかけとした急速なデジタル化を踏まえ、お客さまとの接点やチャネルの見直し、商品・サービスの開発のみならず、業務改善や働き方改革、人財育成まで幅広い領域においてDX（デジタル・トランスフォーメーション）を進め、ビジネスモデルの変革に取り組めます。

「Ⅴ. 持続可能な成長モデルの確立」では、コンサルティング活動を含む本業での収益安定化を図るとともに、コスト構造を抜本的に見直し、厳しい環境下においても持続可能な利益成長の実現を目指します。

以上の「5つの柱」がそれぞれ太くなり、そしてシナジー効果を発揮することで、地域社会とともに発展するビジネスモデルを構築してまいります。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響におけるお客さま支援を継続しつつ、地域およびお客さまのあらゆる課題への解決に取り組み、地域経済の発展へ貢献してまいります。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	6,423,654	6,639,943	6,711,612	7,511,357
定期性預金	1,964,656	1,913,780	1,892,979	1,895,455
その他	4,458,997	4,726,162	4,818,633	5,615,901
社 債	－	－	－	10,000
貸 出 金	4,676,114	4,808,712	4,909,791	5,144,425
個人向け	848,651	880,796	916,881	947,580
中小企業向け	2,346,520	2,477,644	2,578,465	2,757,910
その他	1,480,942	1,450,271	1,414,444	1,438,935
商品有価証券	1,827	2,375	1,316	1,148
有 価 証 券	2,620,862	2,394,994	2,345,154	2,622,547
国 債	853,645	650,273	653,475	756,559
地方債	678,176	723,472	751,316	747,935
その他	1,089,040	1,021,248	940,362	1,118,052
総 資 産	8,439,546	8,225,712	8,113,634	9,122,688
内国為替取扱高	480,833億円	489,572億円	491,621億円	495,958億円
外国為替取扱高	10,793百万ドル	14,279百万ドル	10,247百万ドル	10,072百万ドル
経 常 利 益	27,931	21,919	15,475	19,045
当 期 純 利 益	19,409	15,338	10,815	13,007
1株当たり当期純利益	101円52銭	81円11銭	57円50銭	69円16銭
信 託 財 産	4,472	5,656	6,174	5,113
信 託 報 酬	1	1	1	0

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均株式数で除して算出しております。

(3) 従業員の状況

	当 年 度 末
従 業 員 数	2,792人
平 均 年 齢	38年5月
平 均 勤 続 年 数	15年11月
平 均 年 間 給 与	6,416千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 従業員数には、出向者、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
岡 山 県	103店	(うち出張所 5)
広 島 県	24	(-)
鳥 取 県	1	(-)
香 川 県	13	(-)
愛 媛 県	1	(-)
兵 庫 県	6	(-)
大 阪 府	1	(-)
東 京 都	1	(-)
国 内 計	150	(5)
海 外	1	(-)
合 計	151	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において、店舗内店舗方式の支店を10か店（うち出張所2か所）、特別出張所を1か所、海外駐在員事務所を4か所、店舗外現金自動設備を212か所それぞれ設置しております。
 なお、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を23,820か所、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,213か所、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,448か所それぞれ設置しております。

ロ 当年度新設営業所 該当ありません。

(注) 1. 当年度における店舗外現金自動設備の新設は以下のとおりであります。

名 称	所 在 地
神崎出張所	岡山県岡山市東区神崎町97-1
赤坂出張所	岡山県赤磐市町苅田276-2
リョービプラッツ山南店出張所	岡山県岡山市東区神崎町65-2
ニシナフードバスケット矢掛小田店出張所	岡山県小田郡矢掛町5531-1

(注) 2. 当年度において、神崎出張所、福山川口出張所、尾道出張所、マルナカ灘崎出張所、ザグザグ志戸部店出張所およびゆめタウン松永出張所の6出張所を廃止いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧 該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況 該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,760
---------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
改修	
本店	768
事務センター	74

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社CBS	岡山市北区丸の内一丁目 15番20号	中国銀行の委託による現金の精算整理業務、大口集配金業務、印刷・製本業務、用度品等の発送および管理配給業務、現金自動設備保守管理業務	百万円 10	% (100.00) 100.00	—
中銀事務センター株式会社	岡山市中区平井三丁目 1046番地1	中国銀行の事務受託、不動産評価業務	10	(100.00) 100.00	—
中銀保証株式会社	岡山市北区丸の内二丁目 10番17号	信用保証業務	50	(63.82) 100.00	—
中銀リース株式会社	岡山市北区丸の内一丁目 14番17号	リース業務、割賦業務	50	(50.00) 100.00	—
中銀カード株式会社	岡山市北区柳町二丁目 11番23号	クレジットカード業務、信用保証業務、集金代行業務、貸付業務	50	(50.00) 100.00	—
中銀アセットマネジメント株式会社	岡山市北区柳町二丁目 11番23号	投資運用業および投資助言・代理業務	120	(50.00) 100.00	—
中銀証券株式会社	岡山市北区本町2番5号	証券業	2,000	(100.00) 100.00	—

(注) 1. 上記7社は連結対象子会社等であります。

2. 当行が有する子会社等の議決権比率欄は、間接所有分を含む割合であり（ ）内に直接保有割合を内数で示しております。なお、小数点第3位を切り捨てて記載しております。

3. 当期の連結経常収益は116,976百万円、連結経常利益は21,252百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は14,418百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行および日本アイ・ビー・エム株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
5. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、「T S U B A S Aアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

イ 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
加藤 貞 則	(代表取締役) 取締役頭取	全般、秘書室、 NEXT10推進室担当		
寺 坂 幸 治	(代表取締役) 専務取締役	全般、監査部、人事部担当		
原 田 育 秀	(代表取締役) 専務取締役	全般、総合企画部、システム部、東京事務所担当		
宮 長 雅 人	取締役会長			
谷 口 晋 一	常務取締役	営業統括部、 ソリューション営業部担当		
平 本 辰 雄	常務取締役	融資部、事務企画部、 市場管理部担当		
大 原 浩 之	常務取締役	リスク統括部、 コンプライアンス部担当		
加藤 裕 通	常務取締役	資金証券部、国際部、 総務部担当		
佐 藤 芳 郎	(社外) 取締役			公認会計士
小 寺 明	(社外) 取締役			
安 東 寛 倫	取締役 (監査等委員) (常勤)			
小 亀 康 太 郎	取締役 (監査等委員) (常勤)			
古 矢 博 通	(社外) 取締役 (監査等委員)			
西 藤 俊 秀	(社外) 取締役 (監査等委員)			
田 中 一 宏	(社外) 取締役 (監査等委員)			公認会計士
清 野 幸 代	(社外) 取締役 (監査等委員)			弁護士

- (注) 1. 社外取締役佐藤芳郎氏、小寺明氏、古矢博通氏、西藤俊秀氏、田中一宏氏および清野幸代氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。

□ 事業年度中に退任した会社役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
西田 三千代	2020年6月25日	任期満了	(社外) 取締役 (監査等委員)

(参考)

当行は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
浦上 達夫	常務執行役員	倉敷地区本部長
継山 清隆	常務執行役員	備後地区本部長
三谷 泰輔	常務執行役員	阪神地区本部長
西明寺 康典	常務執行役員	四国地区本部長
山本 総一	常務執行役員	本店営業部長
小山 敏之	執行役員	監査部長
宮崎 俊司	執行役員	営業統括部長
西宇 建雄	執行役員	人事部長
吉本 英明	執行役員	津山支店長
渡辺 輝謹	執行役員	資金証券部長
岡垣 岳和	執行役員	融資部長
山縣 正和	執行役員	総合企画部長

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年2月25日開催の取締役会において、下記のとおり定めております。

基本方針

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、経営理念、経営ビジョン等に基づき、当行の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る役割として十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、確定金額報酬、業績連動報酬および株式報酬型ストック・オプション報酬により構成するものとする。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、独立性を確保するため、業績へのインセンティブに左右されない確定金額報酬のみで構成するものとする。

役員報酬制度の概要

報酬の種類	報酬の限度額	対象の取締役	株主総会の決議時期
① 確定金額報酬 (非業績連動)	300百万円	取締役 (監査等委員である取締役を除く)	2016年6月24日
	うち、30百万円	社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	2016年6月24日
② 業績連動報酬	90百万円	取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	2016年6月24日
③ 株式報酬型ストック・オプション報酬 (非業績連動)	100百万円	取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	2016年6月24日

(注) 決議における員数：14名（うち社外取締役2名）

ロ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役全員の協議のうえで、本決定方針に基づき報酬案を作成する。

報酬案については、公正性・透明性・客観性を強化するため、指名報酬委員会による審議・答申に基づき、事前に社外を含む全取締役へ開示し、常務会で審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、本決定方針に基づき取締役会で決定する方針とする。

これらの手続きを経たのち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ 取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行では、取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年2月25日開催の取締役会において、下記のとおり定めております。

基本方針

当行の監査等委員である取締役の報酬は、経営理念、経営ビジョン等に基づき、当行の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る役割として十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

なお、独立性を確保するため、業績へのインセンティブに左右されない確定金額報酬のみで構成するものとする。

役員報酬制度の概要

報酬の種類	報酬の限度額	対象の取締役	株主総会の決議時期
確定金額報酬 (非業績連動)	80百万円	監査等委員である取締役	2016年6月24日

(注) 決議における員数：6名（うち社外取締役4名）

ニ 取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、本決定方針に基づき監査等委員会で決定する方針とする。

ホ 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く）	10名	302 (69)	232	32	37
取締役（監査等委員）	7名	75 (－)	75	－	－

- (注) 1. 報酬等の（ ）欄には、当事業年度にかかる株式報酬型ストック・オプション報酬額（取締役（監査等委員である取締役を除く。）37百万円）、当事業年度にかかる役員に対する業績連動報酬額（取締役（監査等委員である取締役を除く。）32百万円）の合計額を内書しております。
2. 取締役（監査等委員）の支給人数については、事業年度末日時点の取締役（監査等委員）6名に、直前の定時株主総会の終結の日をもって退任した取締役（監査等委員）1名を加えた7名を記載しております。
3. 業績連動報酬等として、下記表の業績連動報酬限度額内の32百万円を支給しております。当行では、業務執行取締役としての責任に対応し、業績と報酬との連動性を明確にすることで、株主価値重視の経営意識を高めるため、当行の当期純利益を指標とし、下記テーブルに基づき、業績連動報酬限度額の範囲内で支給することとしております。役員ごとの支給額については、指名報酬委員会での協議を経たのち、取締役会で決定することとしております。
- なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は、1.（2）財産および損益の状況（本招集ご通知24頁）に記載のとおりです。

取締役業績連動報酬限度額

当期純利益 （※1）	業績連動報酬 限度額	当期純利益 （※1）	業績連動報酬 限度額
250億円超	90百万円	125億円超～150億円以下	40百万円
225億円超～250億円以下	80百万円	100億円超～125億円以下	30百万円
200億円超～225億円以下	70百万円	75億円超～100億円以下	20百万円
175億円超～200億円以下	60百万円	50億円超～75億円以下	10百万円
150億円超～175億円以下	50百万円	50億円以下	0円

(※1) 当期純利益は当行単体の金額とする。

- (注) 4. 非金銭債権報酬等37百万円は、株式報酬型ストック・オプション報酬額です。当行では、企業業績と株主価値との連動性を一層強め、取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果ならびに株主と利益を共有することによって中長期にわたる株主価値向上の経営意識を高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。
- ストック・オプションとしての報酬額は、役員ごとに定められた報酬テーブルに基づき算出した新株予約権の付与個数に、新株予約権1個あたりの公正価額を乗じて得た額とし、役員ごとの報酬テーブル、支給時期、配分等につきましては、取締役会にて決議することとしております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
佐藤 芳郎 (社外取締役)	当行は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
小寺 明 (社外取締役)	
古矢 博通 (社外取締役) (監査等委員)	
西藤 俊秀 (社外取締役) (監査等委員)	
田中 一宏 (社外取締役) (監査等委員)	
清野 幸代 (社外取締役) (監査等委員)	

(4) 補償契約

- 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。
- 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、取締役、執行役員および当行の管理職を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、保険料は当行が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約が更新された場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約に該当します。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

重要な兼職はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	当事業年度開催の取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
佐藤 芳郎 (社外取締役)	6年9ヵ月	取締役会11回全てに出席しております。	公認会計士としての豊富な専門知識と実務経験を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として取締役の指名・報酬の決定・承認プロセスを牽引しております。
小寺 明 (社外取締役)	4年9ヵ月	取締役会11回のうち10回出席しております。	伊藤忠商事株式会社代表取締役常務、伊藤忠エネクス株式会社代表取締役社長、取締役会長を歴任する等、企業経営全般に関する豊富な知識と経験を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べております。
古矢 博通 (社外取締役) (監査等委員)	4年9ヵ月	取締役会11回全ておよび監査等委員会12回全てに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から監査・監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。
西藤 俊秀 (社外取締役) (監査等委員)	4年9ヵ月	取締役会11回全ておよび監査等委員会12回全てに出席しております。	花王株式会社取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス部門を歴任する等、企業経営全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から監査・監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べております。
田中 一宏 (社外取締役) (監査等委員)	3年9ヵ月	取締役会11回全ておよび監査等委員会12回全てに出席しております。	公認会計士としての豊富な専門知識と実務経験を有しており、当該視点から監査・監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。
清野 幸代 (社外取締役) (監査等委員)	9ヵ月	2020年6月25日の取締役監査等委員就任以来開催の取締役会9回全ておよび監査等委員会9回全てに出席しております。	弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を有しており、当該視点から監査・監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	7名	41

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)に関して、社外役員の特段の意見はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- | | |
|----------|-----------|
| 発行可能株式総数 | 391,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 195,272千株 |
- (2) 当年度末株主数 14,030名
- (3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等(千株)	持株比率(%)
株式会社日本カストディ銀行	18,764	9.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	13,115	6.97
岡山土地倉庫株式会社	5,358	2.84
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,143	2.73
日本生命保険相互会社	4,756	2.52
明治安田生命保険相互会社	4,754	2.52
倉敷紡績株式会社	4,559	2.42
シーピー化成株式会社	4,478	2.38
中国銀行従業員持株会	4,350	2.31
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	2,877	1.53

- (注) 1. 発行済株式(自己株式7,213千株を除く。)の総数に対する持株比率が上位となる10名の株主について、持株数の順に記載しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は全て信託業務に係る株式数であります。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 補償契約

該当ありません。

第140期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
現金預け金	1,000,601	預金	7,511,357
現金	43,400	当座預金	374,766
預け金	957,200	普通預金	4,836,198
コールローン	125,878	貯蓄預金	112,233
買入金銭債権	19,678	通知預金	22,850
商品有価証券	1,148	定期預金	1,895,455
商品国債	352	その他の預金	269,852
商品地方債	796	譲渡性預金	177,189
金銭の信託	23,000	コールマネー	71,293
有価証券	2,622,547	売現先勘定	129,640
国債	756,559	債券貸借取引受入担保金	172,747
地方債	747,935	コマーシャル・ペーパー	54,228
社債	305,661	借入金	275,463
株式	145,519	借入金	275,463
その他の証券	666,871	外国為替	289
貸出金	5,144,425	売渡外国為替	231
割引手形	16,373	未払外国為替	58
手形貸付	88,376	社債	10,000
証書貸付	4,499,954	信託勘定借	4,857
当座貸越	539,720	その他負債	124,586
外国為替	8,333	未払法人税等	4,643
外国他店預け	7,507	未払費用	2,362
取立外国為替	826	前受収益	1,665
その他資産	145,811	金融派生商品	32,579
前払費用	501	リース債務	1,788
未収収益	7,416	金融商品等受入担保金	1,622
先物取引差入証拠金	776	その他の負債	79,925
先物取引差金勘定	0	賞与引当金	1,217
金融派生商品	14,744	退職給付引当金	380
金融商品等差入担保金	13,538	睡眠預金払戻損失引当金	307
その他の資産	108,833	ポイント引当金	57
有形固定資産	36,811	繰延税金負債	13,033
建物	11,216	支払承諾	32,031
土地	19,493	負債の部合計	8,578,681
有形リース資産	2,075		
建設仮勘定	67	【純資産の部】	
その他の有形固定資産	3,957	資本金	15,149
無形固定資産	2,328	資本剰余金	6,286
ソフトウェア	1,620	資本準備金	6,286
ソフトウェア仮勘定	618	利益剰余金	442,019
その他の無形固定資産	89	利益準備金	15,149
前払年金費用	3,037	その他利益剰余金	426,869
支払承諾見返	32,031	固定資産圧縮積立金	535
貸倒引当金	△42,943	別途積立金	393,600
資産の部合計	9,122,688	繰越利益剰余金	32,734
		自己株式	△9,622
		株主資本合計	453,831
		その他有価証券評価差額金	95,279
		繰延ヘッジ損益	△5,320
		評価・換算差額等合計	89,958
		新株予約権	217
		純資産の部合計	544,007
		負債及び純資産の部合計	9,122,688

第140期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		99,765
資金運用収益	65,741	
貸出金利息	45,840	
有価証券利息配当金	19,160	
コールローン利息	125	
預け金利息	450	
その他の受入利息	164	
信託報酬	0	
役員取引等収益	19,953	
受入為替手数料	5,899	
その他の役員収益	14,053	
その他業務収益	4,412	
外国為替売買益	1,345	
商品有価証券売買益	8	
国債等債券売却益	2,496	
国債等債券償還益	50	
金融派生商品収益	349	
その他の業務収益	163	
その他経常収益	9,657	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	7,233	
金銭の信託運用益	113	
その他の経常収益	2,310	
経常費用		80,720
資金調達費用	6,878	
預金利息	843	
譲渡性預金利息	28	
コールマネー利息	△124	
売現先利息	268	
債券貸借取引支払利息	301	
コマースナル・ペーパー利息	173	
借入金利息	1,051	
社債利息	35	
金利スワップ支払利息	4,217	
その他の支払利息	82	
役員取引等費用	4,281	
支払為替手数料	904	
その他の役員費用	3,376	
その他業務費用	3,144	
国債等債券売却損	2,948	
国債等債券償却	150	
社債発行費償却	45	
営業経費	54,106	
その他経常費用	12,309	
貸倒引当金繰入額	8,039	
貸出金償却	26	
株式等売却損	1,497	
株式等償却	149	
金銭の信託運用損	4	
その他の経常費用	2,592	
経常利益		19,045
特別損失		339
固定資産処分損	94	
減損損失	244	
税引前当期純利益		18,706
法人税、住民税及び事業税	7,316	
法人税等調整額	△1,617	
法人税等合計		5,698
当期純利益		13,007

(ご参考)

第140期末 (2021年3月31日現在) 信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有価証券	18	金銭信託	4,897
有形固定資産	198	土地及びその定着物の信託	152
銀行勘定貸	4,857	包括信託	63
現金預け金	38		
合計	5,113	合計	5,113

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 元本補てん契約のある信託については下表のとおりです。

元本補てん契約のある信託
金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀行勘定貸	4,269	元本	4,269
合計	4,269	合計	4,269

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
現金預け金	1,000,773	預金	7,499,830
コールローン	125,878	譲渡性預金	167,189
買入金銭債権	21,485	コールマネー	71,293
商品有価証券	1,148	売現先勘定	129,640
金銭の信託	27,300	債券貸借取引受入担保金	172,747
有価証券	2,618,039	コマーシャル・ペーパー	54,228
貸出金	5,135,435	借入金	286,194
外国為替	8,333	外国為替	289
リース債権及びリース投資資産	24,291	社債	10,000
その他資産	162,723	信託勘定借	4,857
有形固定資産	38,766	その他負債	143,853
建物	11,227	賞与引当金	1,332
土地	19,473	役員賞与引当金	27
建設仮勘定	67	退職給付に係る負債	6,624
リース資産	2,082	役員退職慰労引当金	67
その他の有形固定資産	5,915	睡眠預金払戻損失引当金	307
無形固定資産	2,437	ポイント引当金	88
ソフトウェア	1,721	特別法上の引当金	6
ソフトウェア仮勘定	620	繰延税金負債	10,354
その他の無形固定資産	94	支払承諾	32,031
繰延税金資産	809	負債の部合計	8,590,965
支払承諾見返	32,031	【純資産の部】	
貸倒引当金	△46,291	資本金	15,149
資産の部合計	9,153,162	資本剰余金	8,153
		利益剰余金	463,305
		自己株式	△9,622
		株主資本合計	476,985
		その他有価証券評価差額金	96,574
		繰延ヘッジ損益	△5,320
		退職給付に係る調整累計額	△6,258
		その他の包括利益累計額合計	84,994
		新株予約権	217
		純資産の部合計	562,197
		負債及び純資産の部合計	9,153,162

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		116,976
資金運用収益	65,448	
貸出金利息	45,813	
有価証券利息配当金	18,871	
コールローン利息	125	
預け金利息	450	
その他の受入利息	187	
信託報酬	0	
役務取引等収益	18,640	
その他業務収益	23,240	
その他経常収益	9,646	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	9,646	
経常費用		95,724
資金調達費用	6,904	
預金利息	843	
譲渡性預金利息	27	
コールマネー利息	△124	
売現先利息	268	
債券貸借取引支払利息	301	
コマーシャル・ペーパー利息	173	
借入金利息	1,078	
社債利息	35	
その他の支払利息	4,300	
役務取引等費用	4,281	
その他業務費用	14,162	
営業経費	57,285	
その他経常費用	13,091	
貸倒引当金繰入額	8,736	
その他の経常費用	4,354	
経常利益		21,252
特別利益		2
固定資産処分益	2	
特別損失		344
固定資産処分損	94	
減損損失	249	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		20,910
法人税、住民税及び事業税		8,332
法人税等調整額		△1,840
法人税等合計		6,491
当期純利益		14,418
親会社株主に帰属する当期純利益		14,418

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 中国銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山和弘 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神田正史 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤幸治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中国銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書にお

いて独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 中国銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松山 和 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 神田 正 史 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 幸 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中国銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書に

おいて独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第140期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社中国銀行 監査等委員会
常勤監査等委員 安 東 寛 倫 ㊟
常勤監査等委員 小 亀 康太郎 ㊟
監 査 等 委 員 古 矢 博 通 ㊟
監 査 等 委 員 西 藤 俊 秀 ㊟
監 査 等 委 員 田 中 一 宏 ㊟
監 査 等 委 員 清 野 幸 代 ㊟

(注) 監査等委員 古矢博通、西藤俊秀、田中一宏及び清野幸代は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内略図

会場

当行本店 3階大講堂

岡山市北区丸の内一丁目15番20号 電話 (086) 223-3111



交通の
ご案内

J R 岡山駅 より

岡山電気軌道東山線「県庁通り」停留場 すぐ

新型コロナウイルスによる感染防止への対応につきまして

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご出席の株主さまにはマスクの着用をお願いします。あわせて、入場前に検温をお願いすることとしております。
- **接触感染のリスクを軽減し、ならびにご出席くださる株主さまとご出席が難しい株主さまの公平性等を勘案し、お土産の配布を取り止めさせていただきます。**
何とぞ、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- **株主総会当日の報告事項等の内容につきましては、株主総会終了後、動画配信の準備ができ次第、当行ウェブサイト (<https://www.chugin.co.jp/>) に動画を掲載いたします。**
また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合も、当行ウェブサイト (<https://www.chugin.co.jp/>) においてお知らせいたします。